



知基第58号
令和2年6月4日

外務省特命全権大使（沖縄担当）
川村 裕 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



北谷町における米陸軍兵及び米空軍軍属による建造物侵入・強盗事件について（抗議）

令和2年5月12日に発生した、北谷町の両替店における建造物侵入・強盗事件については、6月1日に米陸軍兵及び米空軍軍属が起訴されました。

本事件は、現場付近に逃走車両を用意するなど計画的かつ、白昼堂々と刃物を使った凶悪な事件であります。

このような事件は、戦後75年を経た現在においてもなお、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、怒りを禁じ得ません。

県では、これまでも米軍関係者による事件・事故が発生するたびに、再発防止等を求める抗議要請を行ってきたところであり、そのような中、このような事件が発生したことは、関係者の信頼関係構築に向けた努力を無にするものであり、大変遺憾であります。

また、このような事件・事故が繰り返されるのは、米軍人・軍属等が日米地位協定によって守られているとの認識が根底にあると言わざるを得ず、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であります。

ついては、このような事件が二度と起きないように、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 綱紀粛正及び教育の徹底をはじめとする実効性のある再発防止策を講じるとともに、その内容を県民に公表するよう米軍に求めること。
- 2 被害者への謝罪とともに、適切な補償に万全を期すよう米軍に求めること。
- 3 合衆国の軍当局は、日本国の当局から起訴前の被疑者の拘禁移転要請がある場合は、速やかにこれに応ずる旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。
- 4 平成29年4月の第25回以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」を速やかに開催すること。